

第 1 特別弔慰金の支給対象

特別弔慰金の支給対象は、援護法による弔慰金の受給権を取得した者（以下「弔慰金受給権者」といいます。）となります。また、基準日において、弔慰金受給権者が死亡等の失格事由に該当するときは、「1 特別弔慰金支給順位表」の順番による最先順位の転給遺族となります。

1 特別弔慰金支給順位表

順位	対 象 者		支 給 要 件
1	弔慰金受給権者 （弔慰金受給権者とみなされる者を含みます。） 弔慰金の支給順位についてはP22の表参照		弔慰金の受給権者が配偶者の場合は次の要件をすべて満たす必要があります。 1. 戦没者等の死亡後、遺族以外の者と事実上の婚姻関係にあつて弔慰金の受給権を取得した配偶者は、弔慰金の受給権取得時に戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹がいないこと 2. 弔慰金の受給権取得後、遺族以外の者と氏を改める婚姻又は遺族以外の者と事実上の婚姻をしていないこと
2	転 給 遺 族	子	戦没者等の死亡当時の胎児を含む
3		父母	次の要件をすべて満たす必要があります。 1. 戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係を有していること 2. 基準日において、遺族以外の者の養子になっていないこと（戦没者等の死亡日前の養子縁組を除く） 3. 基準日において、遺族以外の者と氏を改める婚姻をしていないこと又は遺族以外の者と事実上の婚姻関係にないこと（戦没者等の死亡日前の婚姻関係を除く）
4		孫	
5		祖父母	
6		兄弟姉妹	
7		父母	3～6 順位に必要な要件を満たしていない者
8		孫	
9		祖父母	
10		兄弟姉妹	
11		上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡時まで引き続き 1 年以上戦没者等と生計関係を有していた者で、戦没者等の葬祭を行った者
12		上記以外の三親等内親族	戦没者等の死亡時まで引き続き 1 年以上戦没者等と生計関係を有していた者で、戦没者等の葬祭を行わなかった者

【注意事項】

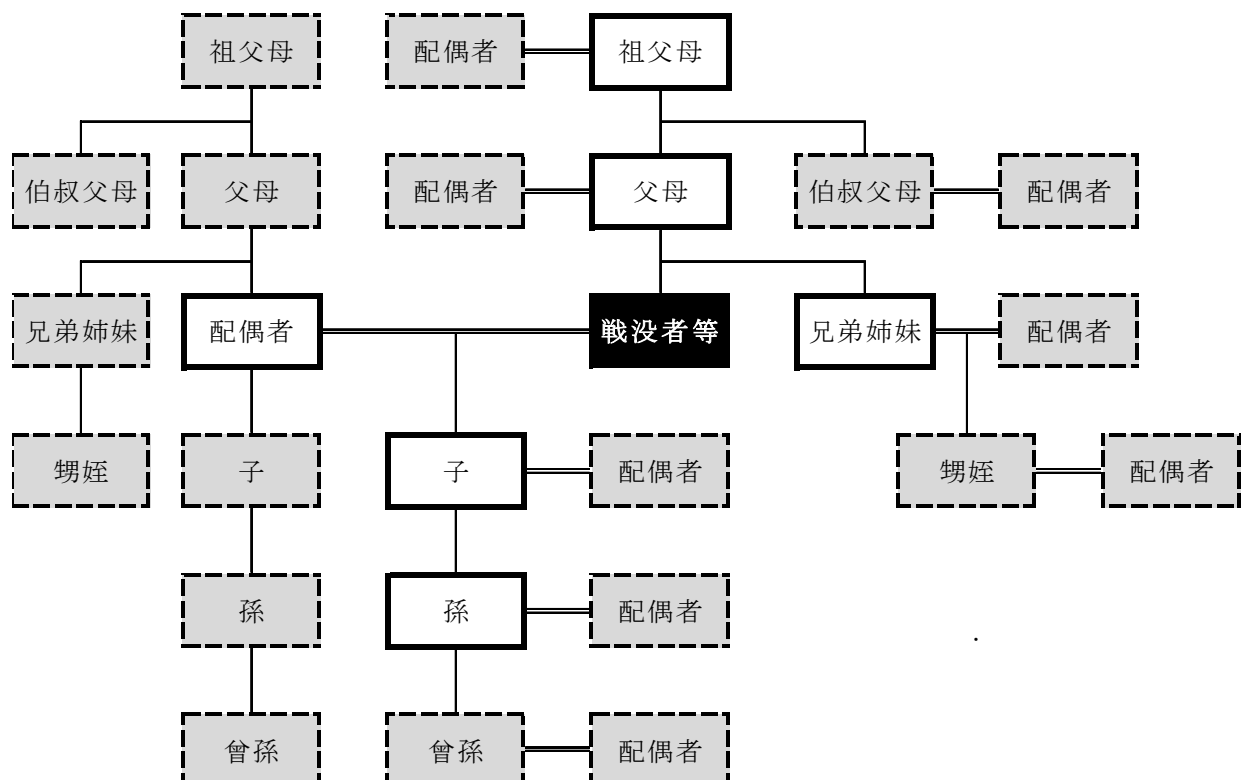
- 特別弔慰金の支給対象遺族は、戦没者等の死亡当時の遺族（生まれていたこと）が要件となっています。なお、子については戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。
- 養子縁組・婚姻の相手方の「遺族」とは、戦没者等の死亡当時、戦没者等と次の親族関係にあった者で、日本国籍を有していた者を指します。〈援護法第35条第1項〉
 - 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 - 上記以外の三親等内の親族（戦没者等の死亡当時、戦没者等と生計関係があった者に限る）

2 三親等内親族表

特別弔慰金の支給対象者について、図示すれば以下のとおりです。

三 親 等 内 親 族 表

 は第11順位又は第12順位の転給遺族となる三親等内親族です。



2 提出書類一覧表

(1)「前回受給者（ケース①）」「前回受給者が同順位者（ケース②）」「前回受給者が先順位者」（ケース③）」の場合

（同一の戦没者等について、遺族のうち誰かが特別弔慰金の裁定を受けている場合）

提出書類	前回受給者（ケース①）		前回受給者以外	
	配偶者以外	配偶者	前回受給者と同順位者（ケース②）	前回受給者が先順位者（ケース③）
1 請求書	○	○	○	○
2 現況申立書	○(※1)(※2)	○(※1)	○	○
3 令和7年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○	○
4 戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍	-	-	○	○
5 戦没者等の死亡当時における戦没者等と弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍	-	-	-	-
6 先順位者がいないことを証する戸籍	-	-	-	○
7 年金給付の受給権者がいないことを証する戸籍	-	-	-	-
8 戦没者等の死亡時から令和7年3月31日の間の請求者の戸籍	-	○ (前回の特弔基準日から)	-	△ (第3～6順位のみ必要)
9 特別弔慰金失権事由非該当申立書（配偶者用）（配偶者の相続人用）	-	○	-	-
10 生計関係申立書とそれを証明する資料（請求者が第3～6、11及び12順位で、戦没者等と別戸籍であるが生計関係ありと申し立てているとき）	-	-	△	△
11 葬祭を行ったことを証明する資料（第11順位のみ）	-	-	△	△
12 もとの身分、死因を証明する資料（過去に弔慰金又は恩給等の裁定を受けていないとき）	-	-	-	-
13 公務扶助料の受給者がいたことを証明する資料（文官公務扶助料のみ必要）	-	-	-	-
14 登記事項証明書（成年後見人等が請求するとき）	△	△	△	△
15 相続人であることを証する戸籍等（相続人が請求するとき）	△	△	△	△
16 相続財産清算人であることの確認書類（相続財産清算人が請求するとき）	△	△	△	△
17 委任状（外国居住者が請求する場合）（請求手続、同順位者間の調整を委任した場合）	△	△	△	△

○は必須、△は提出書類欄等に記載した（ ）に該当する場合、必要に応じて提出する書類です。

※1 前回受給者でこれまでの請求で市区町村に提出した現況申立書（写）がある場合は、当該現況申立書（写）を活用して請求を受け付けることが可能です。

※2 第11・12順位の場合、現況申立書の提出の省略をすることが可能です。

(2) 初めて特別弔慰金を請求する場合

(過去に同一の戦没者等について、遺族の中で誰も特別弔慰金の裁定を受けていない場合)

【弔慰金受給権者（弔慰金受給権者とみなされる者を含む）】

提出書類		弔慰金受給権者 (第1順位) (配偶者以外)		弔慰金受給権者と みなされる者 (第1順位) (配偶者以外)		配偶者 (第1順位)	
		弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求	日華・満洲 事変間遺 族	判任文官 等の遺族	弔慰金 既裁定	弔慰金 未請求 (みなしも 含む)
1	請求書	○	○	○	○	○	○
2	現況申立書	○	○	○	○	○	○
3	令和7年4月1日の請求者の戸籍抄本	○	○	○	○	○	○
4	戦没者等の死亡当時における戦没者等と 請求者との続柄を証する戸籍	○	○	○	○	○	○
5	戦没者等の死亡当時における戦没者等と 弔慰金受給権者との続柄を証する戸籍	-	-	-	-	-	-
6	先順位者がいないことを証する戸籍	-	-	-	-	-	-
7	年金給付の受給権者がいないことを証す る戸籍	○(※1)	○(※1)	○(※1)	○(※1)	○(※1)	○(※1)
8	戦没者等の死亡時から令和7年3月31日 の間の請求者の戸籍	-	-	-	-	○	○
9	特別弔慰金失権事由非該当申立書(配 偶者用)(配偶者の相続人用)	-	-	-	-	○	○
10	生計関係申立書とそれを証明する資料 (請求者が第3～6、11及び12順位で、戦 没者等と別戸籍であるが生計関係ありと 申し立てているとき)	-	-	-	-	-	-
11	葬祭を行ったことを証明する資料 (第11順位のみ)	-	-	-	-	-	-
12	もとの身分、死因を証明する資料 (過去に弔慰金又は恩給等の裁定を受け ていないとき)	-	△	△	△	-	△
13	公務扶助料の受給者がいたことを証明す る資料 (文官公務扶助料のみ必要)	-	-	-	○	-	△
14	登記事項証明書 (成年後見人等が請求するとき)	△	△	△	△	△	△
15	相続人であることを証する戸籍等 (相続人が請求するとき)	△	△	△	△	△	△
16	相続財産清算人であることの確認書類 (相続財産清算人が請求するとき)	△	△	△	△	△	△
17	委任状(外国居住者が請求する場合) (請求手続、同順位者間の調整を委任し た場合)	△	△	△	△	△	△

○は必須、△は提出書類欄等に記載した()に該当する場合、必要に応じて提出する書類です。

※1 戦没者の父母・祖父母で生年月日が国内最高齢者(男性：大正3年3月14日、女性：明治42年9月2日)より前の場合、提出不要です。